<mark>住居確保給付金『家賃補助』のご案内</mark>※利用には要件があります。

| 支給額 | ●次の金額を上限として、家賃の実費分について支給(一部支給の場合あり) 1人世帯:45,000円 2人世帯:54,000円 3人世帯:59,000円 | 受給中の義務 (離職・廃業 の場合) | ①ハローワークへの求職申込 ②常用就職を目指す求職活動を行うこと ③月に4回以上の自立相談支援機関との面談等 ④月に2回のハローワークにおける職業相談等 ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施 |
|------|---|--------------------------|--|
| 支給期間 | 原則3ヶ月 ※月1回収入状況等確認の上、支給 | 支給方法 | 貸主等への直接振り込み (代理納付) |

| | 住居確保 | R給付金 『 | 家賃衫 | 補助』の支給対象要件 | | 申請書に添付するものなど | | |
|-----|---|-------------------|------|---------------------------------------|---|---|--|--|
| 1) | 離職などにより経済的に困窮し、住居喪失者又は 住居喪失のおそれのある者であること | | | 本人確認書類 | 運転免許証、住民基本台帳 カード、旅券、各種福祉手 帳、健康保険証、在留カー ドなど | | | |
| 2 | (1)離職等の日から2年以内であること (2)給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき 理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職 や廃業と同程度の状況にあること | | | | | 離職関係書類 (離職又は廃業の場 合) | 離職票、解雇通知書、退職 証明書、廃業届などいずれ か | |
| 3 | 離職等の日において、その属する世帯の生計を主 として維持していたこと | | | | | | 収入のある者について申 請日の属する月の収入が | |
| | 申請月の世帯収入合計額が下表の基準額以下であること | | | | | 収入関係書類 | 確認できる書類の写し(給 与明細書、通帳、手当に関 する通知など) | |
| 4 | 全額支統 区分 場合の基 | | | 一部支給できる場合の収 入基準額 | | | 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の通帳 | |
| | 1 人 世帯 | 81,000 円 | 以下 | 81,000 円に家賃額 (上限 45,000円) を加えた額以下 | | 預貯金関係書類 | 等の写し ※ <mark>記帳をしてから</mark> 、通帳自 体をお持ちください | |
| | 2 人 世帯 | 123,000 円 | 以下 | 123,000 円に家賃額(上限54,000円)を加えた額以下 | | | 公共職業安定所から付与 | |
| | 3人世帯 | 1 157 000 円以下 | | 157,000 円に家賃額(上限59,000円)を加えた額以下 | | 求職活動関係書類 | された求職番号がわかるもの | |
| | 4 人世帯 | 1 194 000 円以下 | | 194,000 円に家賃額(上限59,000円)を加えた額以下 | | 賃貸契約書の写し | 契約書原本をお持ちくだ さい | |
| | 申請時の世帯預貯金合計額が下表以下であること | | | | ∀ ≑ | 2年 5 L L + + + + 弗 | こ DG 1 ハナ カゴ ニナン 川 士 ナ | |
| | 区分 | | | | ※家賃額とは共益費、管理費等を除いた額になります。 | | | |
| | | | | 00 円以下 | ※申請される前に、現状について聞き取りをさせていただ: | | で聞き取りをさせ <i>ていただ</i> きます | |
| | | | | 00 円以下 | 然中間される前に、現仏について聞き取りをさせていたださます | | | |
| (5) | 3 人世帯 942,000 円以下 4 人世帯以上 1,000,000 円以下 | | | │ │※申請書とともに上記添付書類を御提出いただき、受理となった後、 | | | | |
| | 4 人世市以上 1,000,000 円以下 | | | | 実際 | 実際の支給決定に必要な手続きを進めさせていただきます。 ※個人事業主の方の利用については別途要件がありますのでお問い合わせください。 | | |
| | 再々延長の申請時における資産要件は、基準額に3を乗じた額(当該額が50万円を超える場合は50万円)になります。 | | | | | | | |
| 6 | 公共職業 | | | | ま | まずは、お電話でお問合せください。 (問合せ先) 羽村市役所 社会福祉課 生活自立相談窓口 | | |
| 7 | 国の雇用がに対する信 | 施策による給 E居の確保をE | 付又は! | 地方自治体等が実施する離職者等 た類似の給付等を、申請者及び申 | | | | |
| | 請者と同一 | 定曜日 | | | | | | |
| 8 | 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと | | | | | ※土日祝日、年末年始除く 午前 8 時 30 分~正午、 午後 1 時~午後 5 時 | | |
| | | | | | | | | |